

5 その他ご注意いただきたいこと

1 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて(地震約款第14条(2)→約款P.321、P.322)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者(補償を受けられる方)・保険金額が同額以下の更新契約は除きます。)のご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成23年4月1日現在)



都県	市町村
東京	< 村 > 新島、神津島、三宅
神奈川	< 市 > 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 < 町村 > 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	< 市 > 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 < 町村 > 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	< 市 > 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 < 町村 > 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	< 市 > 中津川
静岡	全域
愛知	< 市 > 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま < 町村 > 愛知郡=東郷、長久手；海部郡=大治、蟹江、飛鳥；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三重	< 市 > 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 < 町村 > 桑名郡=木曾岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成23年4月1日付け告示(内閣府告示第18号)に基づくものです。

2 超保険の住まいに関する補償の保険期間の途中で地震保険のご契約をご希望される場合

超保険の住まいに関する補償のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、超保険の住まいに関する補償の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができます。(ただし、前記1「警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて」の場合を除きます。)ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

その他ご注意いただきたいこと

6 お支払いする保険金の概要一覧

ご契約いただく補償・特約について、それぞれ以下のとおり保険金をお支払いします。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

住まいに関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
住まいの補償条項	損害保険金	a. 火災	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		b. 風災	「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		c. 水災	「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		d. 盗難・水濡れ等	「盗難（保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損）」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		e. 破損等	「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
		残存物取片付け費用保険金	損害が生じた「保険の対象」の残存物の取片付けに必要な費用をお支払いできる場合があります。
		修理付帯費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「損害範囲確定費用」「試運転費用」「仮修理費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」をお支払いできる場合があります。
		損害拡大防止費用保険金	「a. 火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用(消化薬剤のつめかえ費用等)をお支払いできる場合があります。
		請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いできる場合があります。
		失火見舞費用保険金	建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いできる場合があります。
	水道管凍結修理費用保険金	保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いできる場合があります。	
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いできる場合があります。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害） または家財が全焼（80%以上の損害） 設備・什器、商品・製品： 設備・什器または商品・製品を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）	
家財補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	家財に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して、保険金をお支払いします。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して、保険金をお支払いします。
設備什器補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	業務用設備・什器等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して、保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限りです。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して、保険金をお支払いします。
商品製品補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～c.	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故 ¹⁾ による損害に対して保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限りです。
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」または「盗難」による事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に、事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用をお支払いします。
臨時費用補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する事故 ²⁾ によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の火災のみ補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	臨時費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する「a.火災」「b.風災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	臨時費用保険金	「住まいの補償条項」で規定する「a.火災」「b.風災」「d.盗難・水濡れ等」 ^{*3} の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。
類焼損害補償特約	損害保険金	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします（法律上の損害賠償責任の有無は問いません。）。
建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約	損害保険金	建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水設備等）が、電気的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
商品製品の盗難・水濡れ等補償特約	損害保険金	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「d.盗難・水濡れ等」の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。 ※商品・製品等のうち通貨等・預貯金証書については、保険の対象ではないため保険金のお支払いの対象となりません。
商品製品の破損等補償特約	損害保険金	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「e.破損等」の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。
地震危険等上乗せ補償特約	地震危険等上乗せ保険金	地震保険により保険金が支払われる場合に上乗せして保険金をお支払いします。
地震火災費用保険金増額特約	地震火災費用保険金	住まいの補償条項で規定する地震火災費用保険金の金額を増額してお支払いします。
全損時の保険金支払いに関する特約	損害保険金	保険の対象である「居住用の建物」に対して損害保険金支払われる場合で、かつ「居住用の建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「居住用の建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。
地震保険	保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

*1 「d.盗難・水濡れ等」および「e.破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約することによって補償の対象となります。

*2 保険の対象が、「家財」、「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」である場合には、「e.破損等」の事故に対しては保険金をお支払いしません。また、通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しても保険金をお支払いしません。

*3 通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しては保険金をお支払いしません。

自動車に関する補償

		お支払いする 保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
賠償に関する 補償	対人賠償 責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		対人臨時費用保険金	対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物賠償 責任保険	対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	対物超過 修理費特約	対物超過修理 費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
法律相談費用 補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。	
ご自身の 補償	人身傷害 保険	人身傷害保険金	補償を受けられる方が自動車事故によりケガ・死亡された場合や、後遺障害を被られた場合に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
	傷害一時金 保険	傷害一時金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上となったときに、保険金をお支払いします（5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りま）。
	入院時選べる アシスト特約	人身傷害諸費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。
		転院移送費用保険金	人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします（事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です）。
	車両保険	車両保険金	事故によりご契約のお車に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。なお、車両修理時支払限度額引上げ特約をご契約の場合、保険金額以上となる修理費が発生し、修理を行ったときに、50万円を限度に保険金をお支払いします。
その他		損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。	
駐車中の 当て逃げ被害 補償特約	車両保険金	ご契約のお車が駐車中に相手方の自動車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限りま。）と衝突・接触した場合で相手方の自動車を確認できない場合や、他物との衝突・接触、転覆または墜落した場合に、保険金をお支払いします。	
車両全損時 諸費用 補償特約	全損時諸費用保険金	ご契約のお車が全損（ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。）となった場合に、保険金をお支払いします。	
お車の 補償	車両新価 保険特約	車両保険金 (新価払)	新たに購入したご契約のお車が事故（盗難され発見されない場合を除きま。）により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車再購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できないとき ②ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となるとき ③ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき
		再取得時諸費用保険金	新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。
	地震・噴火・津波 危険車両全損時 一時金特約	地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損（運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。）となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いします。
おくるま 搬送時 選べる特約	車両搬送時諸費用 保険金	事故または故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。	
車両搬送費用 補償特約	車両搬送費用保険金	事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に必要となる車両搬送サービスを受けたことで生じた車両搬送費用に対して、保険金をお支払いします。	

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要	
その他 の補償	<ul style="list-style-type: none"> 他車運転危険補償特約 他車運転危険補償特約 (二輪・原付) 	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 等 記名被保険者やそのご家族等が借りたお車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・傷害一時金保険等（それぞれ、適用される他の特約を含みます。）でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします（他車運転危険補償特約（二輪・原付）をご契約の場合は、「借りたお車」を「借りた自家用二輪自動車・原動機付自転車」と読み替えます。）。また、他車運転危険補償特約をご契約の場合で対物賠償責任保険と車両保険をご契約のときには、借りたお車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。	
	<ul style="list-style-type: none"> 搭乗者傷害特約 (一時金払) 搭乗者傷害特約 (日数払) 	死亡保険金	死亡された場合に、保険金をお支払いします。
		後遺障害保険金	後遺障害を被られた場合に、その後遺障害の程度に応じて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害特別保険金	弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
	傷害保険金	<搭乗者傷害特約 (一時金払)> 通算5日以上の入通院をされた場合に、ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金をお支払いします。 <搭乗者傷害特約 (日数払)> 医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、保険金をお支払いします（治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。通院の場合、治療日数は90日を限度とします。）。	
	自損事故傷害特約	死亡保険金 後遺障害保険金 傷害保険金	補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。
		介護費用保険金	補償を受けられる方が自損事故により、弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合にお支払いします。
	無保険車事故傷害特約	無保険車傷害保険金	補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
レンタカー費用補償特約	レンタカー費用保険金	車両保険で保険金をお支払いできる事故により必要となった、レンタカーを使用する場合の費用に対して、1日について保険金日額を限度に保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日以内に使用されたレンタカーの費用がお支払いの対象となります。	
車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。	
	その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。	
ファミリーバイク特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 (または自損事故傷害特約の死亡保険金 等) 等	原動機付自転車 ^{*1} を使用中の事故等により、記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車 ^{*1} に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損事故）による損害について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険（または自損事故傷害特約）・傷害一時金保険・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。	

※自動車に関する補償において、対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約が自動セットされます。

*1 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

携行品・賠償・費用に関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
携行品に関する補償	携行品特約	保険金	日本国内または国外において住宅から一時的に持ち出されたまたは住宅外において携行中もしくは住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間に所有する家財に生じた偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
賠償責任に関する補償	個人賠償責任補償特約	損害賠償金	日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	受託品賠償責任補償特約	損害賠償金	補償を受けられる方が管理する受託品の、日本国内または国外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間の損壊・盗取により、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	借家人賠償責任補償特約	借家人賠償責任保険金	日本国内において火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れのいずれかの偶然な事故に起因して借戸室を損壊することにより、補償を受けられる方が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。
		借家人修理費用保険金	日本国内において火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹災・雪災、盗難、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ、建物外部からの物体の衝突、騒擾または労働争議等のいずれかの偶然な事故により、借戸室に損害が生じた場合において、補償を受けられる方がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。
その他		請求権の保全、行使手続費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	
費用に関する補償	弁護士費用等補償特約(日常生活)	弁護士費用保険金等	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、保険金をお支払いします。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。
	救援者費用等補償特約	救援者費用保険金等	日本国内または国外において、補償を受けられる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により補償の対象となる方の生死が確認できない場合もしくは緊急の捜索・救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合等に、親族が負担した捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を保険金としてお支払いします。
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内においてパー35以上の9ホールのゴルフ場を正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、所定のホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等を保険金としてお支払いします。

からだに関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
傷害定額 (ケガに関する補償)	傷害定額条項	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。
		後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%に相当する額をお支払いします（ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。
		入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の期間の入院に限ります。）。
		手術保険金	上記の入院保険金支払われる場合において、その治療のため、所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額をお支払いします（ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の期間に受けた手術に限ります。）。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。
		通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*1以内の通院に限り、1事故について支払限度日数*2を限度とします。）。
		一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通算5日以上の上通院（往診を含みます。）をされた場合に、入通院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍）をお支払いします。また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金（1万円）をお支払いします。
	特定感染症危険補償特約	後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金	保険期間の初日からその日を含めて10日を経過した後*3に特定感染症を発病した場合に、傷害定額条項（後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金）の規定に従い、保険金をお支払いします。
所得補償 (収入減に関する補償)	所得補償条項	所得補償保険金	ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数*4を超えた場合に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数を引いた日数を乗じた金額をお支払いします（ただし、同一のケガや病気による就業不能について、てん補日数*5分の保険金額を限度とします。）。

*1 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

*3 継続契約においては、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合もお支払いします。

*4 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

*5 同一のケガや病気による就業不能に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト超保険 / 超保険	新総合保険、地震保険
長生き支援終身	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険
長割り終身	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用補償特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険(車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
限定A	車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
駐車中の当て逃げ被害補償特約	衝突・接触に関する追加補償特約
車両修理時支払限度額引上げ特約	車両修理時の支払限度額引上げに関する特約(50万円限度)
おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時の諸費用補償特約
ちょいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知された自動車運転者保険
家族限定特約	運転者家族限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
TAP	一般自動車保険
ドライバー保険	自動車運転者保険
弁護士費用特約	弁護士費用等補償特約(自動車)

Ⅱ. ご契約の手引き

(ご契約後にご留意いただきたいこと)

保険金のお受取りまでの流れ等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 保険料控除証明書の見方

1. 保険料控除とは

- (1) 「住まいに関する補償」に地震保険（地震危険等上乗せ補償特約および地震危険等上乗せ担保特約を含みます。以下同様とします。）をセットでご契約いただいた場合、もしくは「からだに関する補償（所得補償、疾病定額、人身疾病、介護補償（いずれも傷害のみの補償を除きます。））とします。以下同様とします。」をご契約いただいた場合、その年*1に払込みいただいた地震保険および「からだに関する補償」の保険料について、下記3.地震保険料控除または4.生命保険料控除に定める金額がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から控除されます。これを保険料控除といい、その分だけ課税所得が少なくなり、所得税と住民税が軽減されます。
- (2) ご契約者が「所得控除」を受けるためには、損害保険会社が発行する「保険料控除証明書」*2を「給与所得者の保険料控除申告書（給与所得者の場合）または「確定申告書」（確定申告による納税者の場合）に添付して所轄税務署（給与所得者の場合は勤務先）に提出する必要があります。
- *1 各年の1月から12月までに払込みいただいた保険料がその年の控除の対象となります。
- *2 「保険料控除証明書」については、下記をご確認ください。

2. 保険料控除証明書

- (1) ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料もしくは「からだに関する補償」の保険料に対する「保険料控除証明書」は、超保険（新総合保険）証券に添付されます。
- ※初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約（12月始期の口座振替のご契約等）の場合は、保険証券に添付されている証明書はご使用できません。（控除証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。）翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の保険料控除にご使用ください。
- ※12月始期のクレジットカード払・コンビニ払（払込取扱票払）のご契約等で、初回保険料を翌年1月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、保険証券に添付される証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きの上、ご使用ください。
- (2) 翌年以降の「保険料控除証明書」は、ご契約の内容によりお送りの時期が異なります。
- 一時払（年払）契約の場合…更新時に保険契約継続証と一緒に送ります。
 - 分割払（月払）契約の場合…上記に加えて、更新前契約の「保険料控除証明書」を10月下旬頃ハガキにてお送りしますので、あわせてご使用ください。
- (3) 紛失等により「保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、弊社までお問い合わせください。
- ※「からだに関する補償（生命保険）」をご契約いただいた場合には、別途、東京海上日動あんしん生命から保険料控除証明書が発行されます。

《保険料控除証明書見本》



3. 地震保険料控除

1. 地震保険料控除の対象額

地震保険の 払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	
	所得税	住民税
～50,000円	払込保険料の合計額	払込保険料の合計額×1/2
50,001円～	50,000円	25,000円

2. 地震保険料控除の対象となる補償

- (1) 地震保険料控除の対象となる補償は、ご契約者自身またはご契約者と生計を共にする配偶者・その他の親族が所有している住宅（常時居住の用に供する建物）または生活用動産（家財）を保険の対象とした地震保険です。実際に居住用の建物として使用されていない建物の場合は、地震保険料控除の対象とはなりません。
- (2) 事業の用途にも併用している住宅建物（併用住宅）の場合には、払込みいただいた地震保険料を次の算式によって計算した額が控除の対象となります。ただし、居住の用に供している部分が建物全体の総床面積の90%以上の場合には、併用住宅について払込みいただいた地震保険料の全額を控除対象額とすることができます。

《併用住宅の場合の算式》

$$\text{控除対象保険料} = \text{建物の地震保険料の合計額} \times \text{居住の用に供している部分の床面積} \div \text{建物全体の総床面積}$$

※ただし、所得税の場合は50,000円、住民税の場合は25,000円が限度となります。

3.地震保険料控除証明書のご説明

①地震保険料控除証明書

●地震保険料控除の対象となる補償がある場合、保険証券または保険契約継続証に添付されます。

②地震保険料

●地震保険の1回分保険料*3*4を表示しています。

③控除対象保険料

●その年に払込みいただく地震保険料*4を表示しています。

*3 払込方法が月払の場合は1か月分、一時払の場合は1年分を表示しています。

*4 対象となる補償が複数ある場合は、すべての補償の合計控除保険料を表示しています。

〈地震保険料控除証明書見本〉

① 地震保険料控除証明書	
保険種類	D TOKIO MARINE NICHIDO
払込方法	月払
保険始期	MARINE NICHIDO TOKIO M
② 地震保険料	12,000円
	12,000円
	12,000円
	12,000円
③ 控除対象保険料	12,000円
	12,000円
	12,000円
	12,000円

4.生命保険料控除

1.生命保険料控除の対象額

生命保険料控除（介護医療用）				生命保険料控除（一般用）			
所得税		住民税		所得税		住民税	
払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額
～20,000円	払込保険料の合計額	～12,000円	払込保険料の合計額	～25,000円	払込保険料の合計額	～15,000円	払込保険料の合計額
20,001円～40,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 10,000円	12,001円～32,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 6,000円	25,001円～50,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 12,500円	15,001円～40,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 7,500円
40,001円～80,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 20,000円	32,001円～56,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 14,000円	50,001円～100,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 25,000円	40,001円～70,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 17,500円
80,001円～	40,000円	56,001円～	28,000円	100,001円～	50,000円	70,001円～	35,000円

2.生命保険料控除の対象となる補償

生命保険料控除の対象となる補償は、ご契約者ご自身またはその配偶者・その他の親族を保険金受取人とする「からだに関する補償」です。

3.生命保険料控除証明書のご説明

①生命保険料控除証明書

●生命保険料控除の対象となる補償がある場合、保険証券または保険契約継続証に添付されます。

●介護医療用は保険始期が平成24年1月1日以降の補償（生命保険料控除税制改正後の新制度）、一般用は保険始期が平成23年12月31日以前の補償（旧制度）が対象となります。

②保険料

●「からだに関する補償」の1回分保険料*5*6を表示しています。

③控除対象保険料

●その年に払込みいただく「からだに関する補償」の保険料*6を表示しています。

*5 払込方法が月払の場合は1か月分、一時払の場合は1年分を表示しています。

*6 対象となる補償が複数ある場合は、すべての補償の合計控除保険料を表示しています。

〈生命保険料控除証明書見本〉

① 生命保険料控除証明書（介護医療用）		生命保険料控除証明書（一般用）	
保険種類		保険種類	
払込方法		払込方法	
保険始期		保険始期	
被保険者		被保険者	
② 保険料		保険料	
③ 控除対象保険料		控除対象保険料	

4.生命保険料控除に関するご注意

各年の1月から12月までに払込みいただく「生命保険料控除の対象となる補償」の保険料が9,000円を超える場合は、生命保険料控除証明書の提出が必要です。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 自動車事故の場合

1. 事故現場での対応

事故現場での対応



事故発生



ケガ人を救護



事故車を安全な場所へ



110

警察へ連絡する



相手方を確認する



事故状況と目撃者を確認する

注意



その場では示談しない



東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する



事故車をディーラー・整備工場へ

【ケガ人を救護】

救急車 **119番** 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで?…現場の住所は
 - どんな事故?…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は?…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察へ連絡する】

警察 **110番** 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで?…現場の住所は
 - どんな事故?…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は?…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

警察署への事故届けを忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただく必要があります。弊社にてお客様に代わって交通事故証明書の取付を行う「交通事故証明書取付サービス」があります。

なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届け出を行ってください。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出をしていただくようお願いいたします。

【その場では示談しない】

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する】

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）

0120-110-894

受付時間：24時間365日

事故が発生した場合には、事故の状況について、直ちにご契約の代理店または弊社（上記フリーダイヤル）にご連絡ください。

※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

お電話のほかインターネット（弊社ホームページをご参照）からのご連絡も受け付けております。

※耳や言葉の不自由なお客は、ファックス（最終ページをご参照）からもご連絡いただけます。

ご連絡いただく事故の状況

いつ…事故発生の日付、時刻

どこで…事故発生場所（町名、番地、道路名、目標物等）

だれが・なにを…相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合はその住所および氏名等

どうして…事故の原因・形態（スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等）

どうなった…届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名（電話番号）、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先（ディーラー名、整備工場名、電話番号）、損害賠償の請求を受けた場合はその内容

【事故車をディーラー・整備工場へ】

修理に着手される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品（バンパー等）の損傷が補修可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります（樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。）。

〈ご注意ください〉

〈等級プロテクト特約（一般用）の車両事故通知〉

車両保険、車内携行品補償特約、他車運転危険補償特約の車両損害に係る保険事故については、事故の発生の日の翌日から7日以内に事故のご連絡がないときは、原則として等級すえおき事故としての取扱いができません。

〈損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合〉

必ず弊社にご連絡のうえご相談ください。ご連絡がないと保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ



【事故の受付】

- お客様の契約内容を確認いたします。
- 事故状況や損害（被害）を確認いたします。

〈お願い〉

おケガをされた方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。
壊れたものがありましたらご連絡をお願いいたします。

【初期対応】

- お支払いの対象となる保険金をご案内いたします。
- 事故解決までの流れをご説明いたします。
- 必要書類をご案内いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉

ご家族の方がご契約されている保険がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

【損害確認・原因確認】

- 事故の発生原因を確認いたします。
- 相手方の被害・治療状況を確認いたします。
- お車の損傷状況を確認いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 損害額を証明する書類（休業損害証明書、診断書、交通費明細書等）

〈お願い〉

迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

【経過報告】

- 損害確認・原因確認の結果をご報告いたします。
- 相手方がいる場合、示談の経過・結果をご報告いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 示談書（対物事故）、確認書（人身傷害）

【保険金の算出・協定】

- お支払いの対象となる保険金とその内訳をご案内いたします。
- お客様の保険金請求意思を確認後、保険金をお支払いいたします。

※事案により順番等が異なることもあります。

〈自動車事故・自動車事故以外共通〉賠償事故におけるご注意

次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。

- 保険金をお支払いすることのできない事故（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 補償を受けられる方が弊社の解決条件に同意されない場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 損害賠償額が明らかに自賠償保険等の支払金額内でおさまる事故（対人賠償）
- 損害賠償額が明らかに賠償責任保険の免責金額（自己負担額）内でおさまる事故（対物・受託品賠償）
- 損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故（対人・対物*・個人・受託品・借家人賠償）
- ご契約のお車に自賠償保険等のご契約がない場合（対人賠償）
- 補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 弊社が示談交渉を行うことについて相手方の同意が得られない場合（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）
- 国外での賠償事故（対人・対物・個人・受託品・借家人賠償）

※国外での対人・対物賠償事故は補償の対象外です。

*航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、保険金額にかかわらず、損害賠償額が明らかに30億円を超える事故、とします。

示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。なお、対物賠償事故の場合には（社）日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたる場合があります。

対人・対物・個人・受託品・借家人賠償事故で、弊社が補償を受けられる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

事故が起こった場合の
連絡方法や留意点

2 自動車事故以外の場合

1. 罹災後の対応（主なもの）

火災

- 消防署へ連絡・出火届出→(*1)
- 消防署の現場調査・事情聴取への協力
- 消防署へ罹災申告書類の提出・罹災証明書の取付
- 近隣へのお詫び・お見舞いへの対応

盗難

- 警察へ連絡・盗難届出→(*1)

破損

- 破損物の保管

ケガ等

- ケガ人等の治療

事故共通

- 損害拡大の防止
- 現場の保存
- 東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡→(*2)
- 修理着工の事前承認
- 損害確認・原因確認への協力
- 後片付け
- 電力会社、電話会社、ガス会社、水道局へ連絡
- 修理、再築の手配
- ケガ人等の救護

(*1) 公的機関にご連絡ください

【消防署へ連絡】

消防・救急 119番

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

※たとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

- どこで？
- どんな事故？
- ケガ人の状況は？

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 110番

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況などを伝え、盗難の届出を行ってください。

- いつ？
- どこで？
- なにを？
- どのような状況か？

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(*2) 東京海上日動にご連絡ください

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡】

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)

 **0120-110-894**

受付時間：24時間365日

お電話のほかインターネット(東京海上日動ホームページご参照)からのご連絡も受け付けております。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページをご参照)からもご連絡いただけます。

2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ



【必要書類の提出】

- 保険金請求書やその他必要となる書類をご提出いただけます。ご請求に関するご照会・必要書類のご送付は弊社窓口までお願いいたします。

ご提出いただく書類の一例

- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉

ご家族の方がご契約されている保険がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

【内容の確認】

- ご提出いただきました書類について、内容確認いたします。不明な点等につきましてはお伺いさせていただくことがございますので、ご了承ください。

ご提出いただく書類の一例

- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 損害額を証明する書類(休業損害証明書、診断書、交通費明細書等)

〈お願い〉

迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

【内容の確定】

- お支払いの対象となる保険金とその内訳をご案内いたします。
- お客様の保険金請求意思をご確認後、保険金をお支払いいたします。

※事案により順番等が異なることもあります。

所得補償（収入減に関する補償）におけるご注意

所得補償（収入減に関する補償）の保険の対象となる方が就業不能となった場合は、契約者本人、保険の対象となる方または保険金受取人は就業不能となったその日を含めて30日以内に、ケガ等の内容および程度等の詳細をご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

3 自動車事故のご相談またはご意見の受付

自動車に関する補償および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点がある場合には、弊社のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

(1) 自動車保険請求相談センター

(社) 日本損害保険協会が全国47か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続き等について、ご説明、ご相談を行っています。

名称	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1	011(290)1881
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922
仙台	仙台市青葉区一番町2-8-15	022(223)9222
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589
郡山	郡山市駅前2-10-15	024(933)4850
新潟	新潟市中央区本町通七番町1082	025(228)8233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216
東京	千代田区神田淡路町2-9	03(3255)1377
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211
静岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054(252)3334
名古屋	名古屋市中区栄4-5-3	052(263)7875
岐阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513
四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294
金沢	金沢市南町5-16	076(232)0214
福井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282
大津	大津市中央3-1-8	077(525)3954
京都	京都市中京区烏丸通四条上ル笋町688	075(211)9601
大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
松江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
岡山	岡山市北区幸町8-22	086(232)7020
広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
山口	山口市泉都町7-11	083(925)0999
高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
高知	高知市堺町2-26	088(825)0318
福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043
熊本	熊本市辛島町8-23	096(324)8740
宮崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
沖縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

(2011年8月現在)

※鳥取県では、中国支部（TEL 082(247)4529）と松江自動車保険請求相談センターで出張相談と弁護士相談を受け付けています。

(2) そんがいほけん相談室

(社) 日本損害保険協会が全国11か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含めて損害保険全般について、ご説明、ご相談およびご意見の受付を行っています。

フリーダイヤル

0120-107-808

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

受付時間：平日の9:00~18:00（土日・祝日はお休みとさせていただきます。）

また、上記のほか各都道府県の交通事故相談所、全日本交通安全協会の交通事故相談所等があります。

4 中立の第三者機関による示談斡旋制度

(1) そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）

そんぽADRセンターは、保険業法に基づく指定紛争解決機関であり、(社)日本損害保険協会内に設置された、損害保険に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。同センターに苦情の申し出があった場合には相手方の損害保険会社に解決に向けての話し合い等の対応を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施します。なお、そんぽADRセンターが取り扱う苦情・紛争解決手続は、「(社)日本損害保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約」を締結した損害保険会社に関するものに限られます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

(2) 財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国164か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っていきます。

示談の斡旋をしている主な相談所

相談所名	所在地	電話番号
本部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019(623)5005
仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階	022(223)2383
山形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS8階	023(635)3648
水戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029(221)3501
栃木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会館内	028(622)2008
前橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027(234)9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会 法律相談センター内	048(710)5666
千葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043(227)8530
東京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045(211)7700
山梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055(235)7202
新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025(222)5533
富山	富山市長柄町3-4-1 弁護士会内	076(421)4811
福井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 弁護士会内	0776(23)5255
岐阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058(265)0020
静岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054(252)0008
沼津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055(931)1848
浜松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053(455)3009
名古屋	[相談] 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター [示談斡旋] 名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052(252)0044 052(221)7097
三重	津市中央3-23 弁護士会内	059(228)2232
滋賀	大津市梅林1-3-3 弁護士会内	077(522)2013
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075(231)2378
大阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06(6364)8289
神戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 弁護士会分館内	078(341)1717
奈良	奈良市中筋町22-1 弁護士会内	0742(26)3532
岡山	岡山市北区南方1-8-29 弁護士会内	086(234)5888
広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山口	山口市黄金町2-15 弁護士会内	083(922)0087
高松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087(822)3693
愛媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089(941)6279
高知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088(822)4867
福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092(741)3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952(24)3411
熊本	熊本市水道町1番23号 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099(226)3765
那覇	那覇市松尾2丁目2番26の6号 弁護士会内	098(865)3737

(2011年8月現在)

(3) 財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名称	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

(2011年8月現在)

5 地震保険の損害の認定基準について

「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

認定の基準(①②または③)			
損害の程度	①主要構造部* ¹ (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損* ²	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

* 1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目としています。

* 2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法】

(1) 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

(2) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取扱い

- ①建物: 1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害割合が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。
- ②家財: 家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

(表1-1)木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②~⑥略	12~41	13~45	14~46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②~⑤略	5~11	4~11	5~12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②~④略	4~8	2~4	1~3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②~⑤略	3~10	5~15	5~15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2)枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方	
主要構造部	外壁	①3%以下	2	$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
		②~⑥略	4~39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
		②~④略	5~35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②~⑦略	2~10	
		⑧35%を超える場合	全損	
屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$	
	②~⑧略	2~9		
	⑨55%を超える場合	10		

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1)非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)	
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全損
傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)		①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②～⑦略	5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある。 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑩略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3)非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)	
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)		①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表2-4)非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、わずかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地すれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。